

(高槻市立〇〇小学校)

報 告 書

令和7年2月19日

高槻市教育委員会

目次

- 1 対象児童・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
- 2 関係児童・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
- 3 調査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
- 4 調査対象となった事実について・・・・・・・・ P1
- 5 本事案における学校の対応の課題点について・・・・・・・・ P2
- 6 再発防止に向けた学校の取組について・・・・・・・・ P4

(調査の目的)

本調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校の設置者及び学校が今回の事案に至った事実関係を整理することで、いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた対象児童生徒の支援につなげることと、今後の再発防止に活かすことを目的とする。

1 対象児童 高槻市立〇〇小学校 〇年〇組 〇〇 (以下、A)

2 関係児童 高槻市立〇〇小学校 〇年〇組 〇〇 (以下、B)

3 調査の概要

(調査期間) 令和6年11月20日(水)～令和7年2月19日(水)

(調査主体) 高槻市教育委員会に設置している「学校問題解決チーム」

(構成) 指導主事、学校教育専門員、スクールソーシャルワーカー

また、外部の専門家(弁護士、臨床心理士、警察官OB)に依頼し、聞き取り調査にあたっての助言、学校問題解決チームが収集した情報の分析を行う。

(調査方法) ・高槻市立〇〇小学校いじめ不登校対策委員会(構成:校長、教頭、養護教諭、生徒指導担当教員、学年教員、学級担任教員、特別支援教育コーディネーター等)から、これまでに提出された報告書等の確認
・児童に実施した生活アンケートや聞き取り用紙等の確認
・関係児童・教職員への聞き取り

4 調査対象となった事実について

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」「(いじめ防止対策推進法)第2条)

この定義を踏まえ、以下に示すAに対するBの行為について、Aが心身の苦痛を感じることから、いじめと認定する。また高槻市教育委員会は、このいじめにより、Aの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められることから、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号の「いじめ重大事態」に該当すると判断した。

ったと考えられるが、そもそも行為直後の B 自身の説明の中に「○○○○○○○○」
と真偽は不明であるものの A を非難していたことも含めると、これまでの A に対す
る思いから生じた行為であった可能性が高いと考えられる。

学校の当初の聞き取りが、本を取られたことに関して事実か否かを区別すること
に注力するあまり、加害児童が行為に至った背景を的確に捉えることができていな
かったと考えられる。

(3) 発達の段階に即した児童の人間関係形成に向けた指導や支援について

自己中心的な関わりが多い小学校○○○段階の児童間では、自己の感情のまま、相
手の心身を傷つける行為を起こしてしまうことがあるが、本調査で認定したいじめ
（【いじめにあたりと判断した事実】）の性質に鑑みると、B の行為は A の身体に重
大な影響を与えかねない危険なものであった。

当該の学校においては、道徳科や特別活動等、教育活動全体を通して、望ましい人
間関係の形成に向けた指導を年間通じて計画的に行っているが、同様の事案を未然
に防ぐ観点から、児童が安全に行動することの大切さを理解し、周囲の安全にも配慮
できる能力や態度を育むことができるよう、日常の学校生活における安全に関する
指導との関連を図りながら、学校安全計画に基づき、計画的に指導していく必要があ
ると考えられる。

6 再発防止に向けた学校の取組について

(1) 聞き取りによる事実関係の確認について

児童への聞き取りについては、迅速に何があったか正しい事実を明らかにすることを旨とし、教職員の体制を構築し、組織的に行っていく。

具体的には、いじめ不登校対策委員会において、管理職や生徒指導担当教員等がとりまとめ役となり、誰が、誰に、何を聞き取るのかを調整する。教職員による聞き取りは原則として複数で行うこととし、記録は確実に残す。聞き取った内容はとりまとめ役に速やかに伝達し、とりまとめ役が聞き取った内容を突合させて整理する。その後、関係教職員全員でその時に起こったことは何だったか、はっきりしなかったことは何かなど、事実と推察を区別し、情報源を明記するなど整理し、必要に応じて再度の聞き取りを行い、事実関係をできる限り明らかにしていく。

発達段階により、児童の認知にズレが生じることや、事実関係を確認するために時間を要することがあることを、児童や保護者にも理解を求めつつ、必要に応じて途中経過を説明するなどして、児童や保護者の不安をできるだけ低減させるよう、組織で迅速に取り組んでいく。

(2) B が行為に至った背景の把握について

(1) による事実関係を確認した後、事案が生じた背景を把握する。表出している児童の問題行動だけでなく、これまでの人間関係や心理面、学習面、社会面、健康面、家庭面など、多角的な児童理解のもとで分析を行う。このため、背景の把握にあたっては、管理職、生徒指導担当教員のほか、児童の様子を普段から見ている担任をはじめとする学年教員や養護教諭、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を含む関係教職員が関わるようにする。また行為に至った背景に鑑み、今後の学習指導や生徒指導等において個々の児童に応じた指導方法や具体的な手立てを見出す等、児童に適切な指導や支援につなげる。

(3) B による同種の事案の未然防止について

短期的な対応として、B に対し、今回の行為は他人の身体に重大な影響を与えかねない危険なものであり、二度と行ってはいけないことを指導する。その上で A と B が同じ学級であることから、当面の間は特に双方の関りを注意深く見守り、危害を加える行為や関係を悪化させる行為のないよう思いを聞くなど、継続的な声掛けを当該学年教員だけでなく、関係児童を担当する全教職員で行う。

長期的な対応としては、B が手を出してしまいそうな衝動に駆られたときに、別の場所に移動して気持ちを落ち着かせることや、その時の思いを教職員に伝えるようにすることなど、具体的な手立てにより、感情や行動をコントロールできるよう、粘り強く指導と支援を行っていく。これに際し、学校における体制構築や環境整備が必

要になることも考えられるため、保護者と学校の協力的な関係を保ち、共通理解を図っていく。

(4) 発達段階に即した児童の人間関係形成に向けた指導や支援について

本事案も含め、日々の生活の中で起こりえる身近な事案を教材化するなどし、具体的な状況を思い浮かべながら、感情のコントロールや自分の気持ちを適切に相手に伝える方法等、社会生活や対人関係において必要な資質・能力を段階的に身に付けていくための取組を、道徳科や特別活動等、教育活動全体を通して実施していく。また、その前提として、教職員がいじめ行為についての共通認識を持ち、学校がいじめの基本方針について、生徒指導担当教員等を中心に研修を行う。加えて、教職員自らの言動についても、児童に影響を与えることを踏まえ、教職員一人一人の人権意識を高める人権研修を計画的に行っていく。